

①国名	Eswatini (SZ) (エスワティニ王国)				
②名称	Ministry of Commerce, Industry and Trade / Intellectual Property Office				
③所在地	P.O. Box 451, Mbabane H100				
④連絡先	(電話) (268) 404 6010/9 (FAX) (268) 2 404 4711 (E-mail) mcit@gov.sz (internet) www.gov.sz/index.php?option=com_content&view=article&id=228&Itemid=306				
⑤組織の長	Registrar: Dr. Celucolo Dlodlu				
⑥沿革	(1) 1968年9月6日に英国の保護領からスワジランド王国として独立した。 (2) 特許及び意匠については、1955年法律No.25により制定された。この法律は、数度の改正の後、1997年に特許、実用新案及び意匠法として改正され、1997年9月4日に施行された。 (3) 商標については、1981年法律No.6により制定され、1994年7月1日から施行されている。				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権				
⑩加盟条約	WIPO 1988/8/18	ベルヌ 1998/12/14	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1991/5/12	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグ ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章) 1998/12/14	マドプロ 1998/12/14	PCT 1994/9/20	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/1/1		

①国名	Eswatini (SZ) (エスワティニ王国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数	728	686	694	652
		(内 外国出願)	728	686	694	652
		(内 日本から)	14	10	8	15
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
商標	全数	863	802	736	604	
	(内 外国出願)	863	802	736	604	
	(内 日本から)	18	20	10	25	
出典：WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

①国名	Kingdom of Swaziland (SZ) (エスワティニ王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1997年9月4日施行 (1997年法律第6号 特許・実用新案・意匠法)
	③地理的効力の範囲	エスワティニ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国 (特許・実用新案・意匠法第12条(5))
	⑤出願人資格	自然人及び法人 (特許・実用新案・意匠法第5条(1)、(4))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許・実用新案・意匠法第26条)
	⑦出願言語	英語(公用語)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許・実用新案・意匠法第13条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許・実用新案・意匠法第4条(2))
	⑩グレースピリオド*	出願日又は優先日の前6月以内に、出願人又は継承人による公表は新規性を喪失しない。 (特許・実用新案・意匠法第4条(2))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的法則、数学の方法。 (2) 商取引、純粋な心理的行為又はゲームの方法を行うための計画、規則又は方法 (3) 人間又は動物に対する治療方法、この条文には治療のため機会を含まない。 (特許・実用新案・意匠法第3条) (1) その実施が公序良俗に反する発明には特許を付与しない。 (特許・実用新案・意匠法第4条(5))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。法第6条(1)、(2)(記載要件)がまず審査される。 次いで、第3条(特許対象)、第4条(新規性、進歩性、産業上の利用可能性)、第6条(3)、(4)、(5)(開示要件)、第7条(発明の単一性)、第9条(国外での出願情報)について審査が行われる。 (特許・実用新案・意匠法第10条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。(出願公開制度はないが、出願は特許権が付与された後、公告(公開)される。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。(無効審判制度はないが、利害関係人は裁判所に対して特許の無効を提訴することができる) (特許・実用新案・意匠法第14条)
	⑱実施義務	有。エスワティニにおいて適切に実施されていないときは、強制実施権設定の対象となる。
	⑲費用 単位	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [特許権維持に掛かる費用] 年金
	⑳料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。(エスワティニにおけるPCT出願による特許は、ARIPO経由でのみ取得できる。)

①国名	Kingdom of Swaziland (SZ) (エスワティニ王国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	1997年9月4日施行 (1997年法律第6号 特許・実用新案・意匠法)
	③地理的効力の範囲	エスワティニ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	自然人及び法人。 (特許・実用新案・意匠法第5条(1)、(4))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許・実用新案・意匠法第26条)
	⑦出願言語	英語(公用語)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から7年。更新はできない。 (特許・実用新案・意匠法第16条(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物。 (特許・実用新案・意匠法第4条(2))
	⑩「グレース・ピリオド」	出願日又は優先日の前6月以内に、出願人又は継承人による公表は新規性を喪失しない。 (特許・実用新案・意匠法第4条(2))
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学的法則、数学の方法。 (2) 商取引、純粋な心理的行為又はゲームの方法を行うための計画、規則又は方法 (3) 人間又は動物に対する治療方法、この条文には治療のため機会を含まない。 (特許・実用新案・意匠法第3条) (1) その実施が公序良俗に反する発明には特許を付与しない。 (特許・実用新案・意匠法第4条(5))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許・実用新案・意匠法第15条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。(出願公開制度はないが、出願は特許権が付与された後、公告(公開)される。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。(無効審判制度はないが、利害関係人は裁判所に対して特許の無効を提訴することができる) (特許・実用新案・意匠法第16条(4))
	⑱実施義務	有。エスワティニにおいて適切に実施されていないときは、強制実施権設定の対象となる。
	⑲費用単位	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [実用新案権の維持に掛かる費用] 年金
	⑳料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Kingdom of Swaziland (SZ) (エスワティニ王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1997年9月4日施行 (1997年法律第6号 特許・実用新案・意匠法)
	③地理的効力の範囲	エスワティニ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国。 (特許・実用新案・意匠法第23条(6))
	⑤出願人資格	創作者及び承継人。 (特許・実用新案・意匠法第5条(1)、(4))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許・実用新案・意匠法第26条)
	⑦出願言語	英語(公用語)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年間有効な更新を2回できる。(最長保護期間15年) (特許・実用新案・意匠法第23条(5))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許・実用新案・意匠法第19条(2))
	⑩グレースピリオド	出願日又は優先日の前6月以内に、出願人又は継承人による公表は新規性を喪失しない。 (特許・実用新案・意匠法第4条(2))
	⑪不登録対象	(1) 技術的成果にのみによる意匠は保護の対象としない。 (特許・実用新案・意匠法第18条(2)) (1) その実施が公序良俗に反する意匠は登録をしない。 (特許・実用新案・意匠法第19条(3))
	⑫実体審査の有無	無。方式要件及び不登録対象についてのみ審査される (特許・実用新案・意匠法第22条(2))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。(無効審判制度はないが、利害関係人は裁判所に対して意匠権の無効を提訴することができる) (特許・実用新案・意匠法第24条)
	㉓登録表示義務	有。エスワティニにおいて適切に実施されていないときは、強制実施権設定の対象となる。
	㉔費用単位	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	㉕料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)

①国名	Kingdom of Swaziland (SZ) (エスワティニ王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1994年7月1日施行 (1981年法律第6号 商標法)
	③地理的効力の範囲	エスワティニ国内のみ (商標法第60条(2))
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス。 (商標法第2条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、結合商標 (商標法第2条、第18条)
	⑦出願人資格	商標を使用している又は使用する予定である本人又は登録予定使用者 (商標法第21条)
	⑧権利付与の原則	登録を持って権利が有効となる(先願主義) (商標法第15条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (商標法第21条)
	⑪出願言語	英語 (商標法第18条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録の日から10年有効。10年を単位として更新できる。 (商標法第29条)
	⑬「グレースピリット」	無。
	⑭不登録対象	(1) その使用がモラル又は法律に反する標章は登録できない (2) 商品又はサービスの性質、地理的起源、製造工程、特徴、安定性又は目的を誤認されるような標章は登録できない。 (3) 製品の形状、色の組み合わせのみからなる標章は登録できない。 (4) 国や政府間機関の紋章軸受、フラグや他の標章は、イニシャル、名前や略語や名前のイニシャルと同一、または模倣した標章は登録できない (5) 先に登録された商標の全部または一部の再使用、模倣、翻訳やスワジランドで知られている商標や会社名は登録できない (商標法第20条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。 (商標法第20条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第20条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式審査の後、登録可能な商標であるかが審査される。 (商標法第26条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。(出願公開制度はないが、出願は登録後、公告(公開)される)
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から3月以内に異議を申立てることができる。 (商標法第27条)
	㉓無効審判制度の有無	無。
	㉔不使用取消制度の有無	有。3年。3年以上不使用は<不使用取消の対象となる。 (商標法第34条)
	㉕商標分類	国際分類を採用している(ニース協定には未加盟)。

①国名	Kingdom of Swaziland (SZ) (エスワティニ王国)	
	②⑥図形要素の分類	図形要素の国際分類に関する規程はない。
	②⑦譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。
	②⑧費用 単位	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	②⑨料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)